

各種手当・制度

自立のための 支援事業・制度

- ひとり親家庭を、さまざまな事業、制度で応援しています。
詳しくは、担当へお問い合わせください。



事業・制度	内 容	問い合わせ
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親の技能習得や子どもの修学又は入学準備の時などに利用できます。	こども家庭課 027-321-1247
母子家庭等 就業・自立支援センター事業	ひとり親の就業による自立を促進するため、就業支援サービスを提供しています。	母子家庭等 就業・自立支援センター 027-255-6636
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親の資格取得のための講座受講の際に入学料・受講料の一部が給付されます。受講前にご相談ください。	こども家庭課 027-321-1247
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の資格取得のために専門学校等で修業する場合、一定の基準に基づき訓練促進給付金が給付されます。入学前にご相談ください。	こども家庭課 027-321-1247
ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対策講座の受講費用の一部が給付されます。受講前にご相談ください。	こども家庭課 027-321-1247
親子ふれあい交流事業	親子参加のレクリエーションや母親の研修を実施しています。	群馬県母子寡婦福祉協議会 027-255-6636
母子生活支援施設	母子家庭の福祉の増進を図る児童福祉施設として、市内に1施設あります。	こども家庭課 027-321-1315
遺族年金	年金制度に加入している方または加入者であった方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。(加入当時の納付状況や遺族の範囲など、給付には一定の要件がありますので、まずはお問い合わせください。)	保険年金課年金担当 027-321-1238 または高崎年金事務所 027-322-4299